

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊交企第147号

令和3年3月29日

熊本県道路交通規則の一部改正について（通達）

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を改正する規則を本年4月2日に公布し、同日から施行することとなった。

改正の趣旨、内容については、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないよう
にされたい。

記

1 改正の趣旨

一般財団法人製品安全協会が策定する「自転車用幼児座席のSG基準」の適用範囲の改正に対応するため、及び道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴い、熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の一部を改正したもの

2 改正の内容

(1) 「自転車用幼児座席のSG基準」の適用範囲に対応する改正（第13条、第21条関係）

「自転車用幼児座席のSG基準」の適用範囲の上限が、「6歳未満の幼児」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に引き上げられたこと等に伴い、規則第13条で定める自転車の乗車人員制限に関する規定を上記適用範囲の上限に対応させる改正及び所要の整理を行ったもの。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整理（別記様式第4号及び第4号の2関係）

道路交通法の一部を改正する法律による改正で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に第2項が新設される改正がなされたことから、同条を引用する別記様式第4号及び第4号の2について、引用する条文を整理したもの。

(3) その他所要の改正（第11条、第22条関係）

規則第11条及び第22条中の「ひんばん」を「頻繁」に改めたもの。

3 添付資料

(1) 改正文（別添1）

(2) 新旧対照表（別添2）

※ 別記様式・別添（略）